

# 芦屋町個人情報保護審査会条例（素案）

## 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 設置及び組織（第2条―第6条）

第3章 審査会の調査審議等の手続（第7条―第11条）

第4章 雑則（第12条）

附則

### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、芦屋町個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

### 第2章 設置及び組織

（設置）

**第2条** 次に掲げる事務を行うため、町に、芦屋町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（1） 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問及び芦屋町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第〇〇号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第〇〇条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

（2） 芦屋町個人情報保護法施行条例（以下「法施行条例」という。令和5年条例第〇〇号）第12条第1項、同条第2項及び同条第3項の規定による諮問及び議会個人情報保護条例第〇〇条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

（組織）

**第3条** 審査会は、委員5人をもって組織する。

（委員）

**第4条** 委員は、芦屋町情報公開条例（昭和61年条例第38号。以下「情報公開条例」という。）第13条第2項に規定する芦屋町情報公開審査会委員が兼務するものとする。

2 委員の任期は、情報公開条例第13条第3項の規定による任命された期間とする。

3 町長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

**第5条** 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審査会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審査会の会議は、会長（会長に事故あるときはその職務を代理する者）及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### **第3章** 審査会の調査審議等の手続

(定義)

**第7条** この章において「諮問庁」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした町の機関等（町の機関（議会を除く。）及び町の設立に係る地方独立行政法人）をいう。

(2) 芦屋町議会の個人情報の保護に関する条例第〇〇条の規定により諮問をした議長

2 この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）

(2) 議会個人情報保護条例第〇〇条第〇項第〇号、第〇〇条第〇項又は第〇〇条第〇項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第〇条第〇項に規定する保有個人情報をいう。）

(審査会の調査権限)

**第8条** 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

**第9条** 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

**第10条** 審査会は、第8条第3項の規定による資料の提出又は行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定(これらの規定が法第106条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。))又は諮問庁をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

**第11条** 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

#### **第4章 雑則**

(委任)

**第12条** この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

#### **附 則**

(施行期日)

**第1条** この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。ただし、附則第3条第2項の規定は、公布の日から施行する。

(旧条例の廃止)

**第2条** 芦屋町個人情報保護審査会設置条例(平成17年条例第32号。以下

「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

**第3条** 前条の規定の施行の際現に旧条例第1条の規定により町に置かれた同条に規定する芦屋町個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

2 町長は、施行日前においても、第4条第1項の規定の例により、審査会の委員の任命をすることができる。この場合において、その任命を受けた委員は、施行日において同項の規定による任命を受けたものとみなす。

3 前条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第12条の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

4 施行日前に保護法施行条例附則第2条の規定による廃止前の芦屋町個人情報保護条例（平成17年条例第31号）第35条第1項の規定により旧審査会にされた、諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

5 前条の規定の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。